

第 1 章 私立大学の自主性・自律性(特色ある運営)の尊重	
遵守項目	適合(遵守)状況及び今後の対応方針
1-1 建学の精神	遵守項目の通り、すべて適合している。 建学の精神・理念及びこれに基づく人材養成の目的については、大学ホームページで明らかにしている。
1-2 教育と研究の目的(私立大学の使命)	遵守項目の通り、すべて適合している。 (1) 建学の精神、大学の使命・目的の達成に向け、学部・学科の教育研究目的及び3つのポリシーを定めている。 (2) 2023(令和5)年度から2027(令和9)年度の5か年の中期経営計画を定め、これに基づき各年度の事業計画を策定・実行している。 (3) 中期経営計画に則り、法人気鋭の運営基盤の強化に努めるとともに、学生の総合的な修学支援を最優先に考え、多様なステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めている。
第 2 章 安定性・継続性(学校法人運営の基本)	
遵守項目	適合(遵守)状況及び今後の対応方針
2-1 理事会	遵守項目の通り、すべて適合している。 寄附行為の定めにより、理事会は適切に運営されている。
2-2 理事	遵守項目の通り、すべて適合している。 寄附行為の定めにより、理事の責務が明確化され、寄附行為及び法令を遵守して職責を果たしている。
2-3 監事	遵守項目の通り、すべて適合している。 寄附行為の定めにより漢字の責務が明確化され、監事監査マニュアル・監事監査規程に則り、職責を果たしている。
2-4 評議員会	遵守項目の通り、すべて適合している。 寄附行為の定めにより、諮問機関としての役割を果たしており、評議員会は適切に議事運営がなされている。
2-5 評議員	遵守項目の通り、すべて適合している。 寄附行為の定めにより、適切に選任され、評議員の責務を果たしている。

第3章 教学ガバナンス(権限・役割の明確化)	
遵守項目	適合(遵守)状況及び今後の対応方針
3-1 学長	遵守項目の通り、すべて適合している。 学長は、大学の使命・目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、教学運営に関する意思決定を行うとともに、大学の計画・方針について教職員との共有に努めている。
3-2 教授会	遵守項目の通り、すべて適合している。 学則及び教授会規程の定めにより、学長の諮問機関として、教育研究の重要事項について審議している。
第4章 公共性・信頼性(ステークホルダーとの関係)	
遵守項目	適合(遵守)状況及び今後の対応方針
4-1 学生に対して	遵守項目の通り、すべて適合している。 建学の精神に基づき、大学の使命・目的の達成のため、3つのポリシーを学位プログラムごとに定めるとともに、その成果について自己点検を行い、報告書を公開している。
4-2 教職員等に対して	遵守項目の通り、すべて適合している。 大学の運営に必要な重要な委員会等には全て事務職員が参画し、教職協働による大学運営に努めている。教員組織と事務組織は一体となってSD活動を行っており、それぞれの専門性、資質の高度化を心がけている。
4-3 社会に対して	遵守項目の通り、すべて適合している。 (1) 認証評価及び自己点検・評価 2022(令和4)年に日本高等教育評価機構による大学機関別認証によって適合判定を受けている。 また、自己点検評価を行い、報告書をホームページにおいて公開している。 (2) 社会貢献・地域連携 「地域産学連携推進センター」を中心に地元産業界、行政、各種団体との包括連携協定のもと、多様な地域貢献・地域連携活動を展開している。 大学キャンパスは、地元諫早市との協定に基づき災害時の避難場所として開放している。
4-4 危機管理及び法令遵守	遵守項目の通り、すべて適合している。 ・危機管理マニュアルのもと、教職員、学生により防災訓練を定期的実施している。

	・学期ごとのオリエンテーションにおいて学生・生徒等の安全安心対策、ハラスメント防止対策、情報セキュリティ対策について啓発・予防活動を行っている。 ・理事長のリーダーシップのもと、公益通報規程を整備し、教職員は就業規則に則り、コンプライアンスを遵守した業務を行っている。
第 5 章 透明性の確保(情報公開)	
遵守項目	適合(遵守)状況及び今後の対応方針
5-1 情報公開の充実	遵守項目の通り、すべて適合している。 学校教育法施行規則(第 172 条第 2 項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等において公表すべき事項は、全てホームページにて公表している。